

改正案

国民年金
厚生年金保険
船員保険

診断書

(精神の障害用)

様式第120号の4

(フリガナ) 氏名				生年月日	昭和 年 月 日 (歳) 性別 男・女		
住 所	住所地の郵便番号	都道府県	都市区				
① 傷病名 ICD-10コード()		② 傷病の発生年月日	昭和 年 月 日	診療録で確認 本人の申立て (年月日)	本人の発病 時の職業		
		③ ①のため初めて医師の診察を受けた日	昭和 年 月 日	診療録で確認 本人の申立て (年月日)	④既存障害		
⑥傷病が治った(症状が固定した状態を含む)かどうか	昭和 年 月 日 確認推定	症状がよくなる見込み… 有・無			⑤既往症		
⑦	陳述者の氏名	請求人との続柄			聴取年月日	年 月 日	
発病から現在までの病歴及び治療の経過、内容、就学・就労状況等、期間、その他参考となる事項							
⑧ 診断書作成医療機関における初診時所見 初診年月日 昭和 年 月 日							
⑨ これまでの発育・養育歴等(出生から発育の状況や教育歴及びこれまでの職歴をできるだけ詳しく記入してください。)	ア 発育・養育歴	イ 教育歴 乳児期 不就学・就学猶予 小学校 普特級 特校 中学校 普特級 特校 高校 普特校 その他			ウ 職歴		
工 治療歴(書ききれない場合は⑩「備考」欄に記入してください。)(※ 同一医療機関の入院・外来は分けて記入してください。)							
医療機関	治療期間	入院・外来	病名	主な療法		転帰(軽快・悪化・不变)	
	年 月 ~ 年 月	入院・外来					
	年 月 ~ 年 月	入院・外来					
	年 月 ~ 年 月	入院・外来					
	年 月 ~ 年 月	入院・外来					
	年 月 ~ 年 月	入院・外来					
⑩	障害の状態(平成 年 月 日 現在)						
ア 現在の病状又は状態像(該当のローマ数字、英数字を○で囲んでください。)				イ 左記状態について、その程度・症状・処方薬等を具体的に記載してください。			
前回の診断書の記載時との比較 I 抑うつ状態 1 変化なし 2 改善している 3 悪化している 4 不明 1 思考・運動制止 2 刺激性・興奮 3 焦うつ気分 4 自殺企図 5 希死念慮 6 その他() II そう状態 1 行為心拍 2 多弁・多動 3 感情昂揚・刺激性 4 思考奔逸 5 易怒性・被刺激性亢進 6 誇大性 7 その他() III 幻覚幻想状態等 1 幻覚 2 妄想 3させられ体験 4 思考形式の障害 5 著しい奇異な行為 6 その他() IV 精神運動興奮状態及び混迷の状態 1 興奮 2 混迷 3 拒絶・拒食 4 滅裂思考 5 衝動行為 6 自傷 7 無動・無反応 8 その他() V 統合失調症等残遺状態 1 自閉 2 感情鈍麻 3 意欲の減退 4 その他() VI 意識障害・てんかん 1 意識混濁 2 (夜間)せん妄 3 もうろう 4 錯乱 5 てんかん発作 6 不機嫌症 7 その他() ※てんかん発作の状態 ※発作のタイプは記入上の注意参照 1 てんかん発作のタイプ (A・B・C・D) 2 てんかんの発作の頻度(年間 回、月平均 回、週平均 回 程度)							
VII 知能障害 A 知的障害 1 軽度 2 中等度 3 重度 4 最重度 B 認知症 1 軽度 2 中等度 3 重度 4 その他症状等()							
VIII 発達障害関連症状 1 相互的な社会関係の質的障害 2 言語コミュニケーションの障害 3 限定した日常的に反復的な関心と行動 4 その他()							
IX 人格変化 1 欠陥状態 2 無関心 3 無為 4 その他症状等()							
X 亂用、依存等、(薬物等名: 1 乱用 2 依存 3 離脱)							
XI その他 []							

ウ 日常生活状況		3 日常生活能力の程度(該当するものを一つ〇で囲んでください。)	
1 家庭及び社会生活についての具体的な状況 (ア) 現在の生活環境(該当するものを一つ〇で囲んでください。) 入院・入所・自宅・その他(施設名) 同居者の有・無 同居者の続柄()		(精神障害) ※知的障害以外は、こちらに記載願います。 (1) 精神障害(病的体験・残遺症状・認知症・性格変化等)を認めるが、社会生活は普通にできる。	
(イ) 全般的状況(家族及び家族以外の者との対人関係についても具体的に記入してください。) []		(2) 精神障害を認め、家庭内での日常生活は普通にできるが社会生活には、援助が必要である。 (日常的な家事をこなすことはできるが、状況や手順が変化したりすると困難を感じることがある。自発的な行動や、社会生活中では適切に出来ないこともあります。金銭管理は概ねできる。)	
2 日常生活能力の判定(該当するものを一つ選び評価欄に記入してください。)(判断にあたっては、単身で生活するとしたら可能かどうかで判断してください。)		(3) 精神障害を認め、家庭内での単純な日常生活はできるが、時に応じて援助が必要である。 (習慣化した外出はできる。家事をこなすために助言や援助を必要とする。社会的な対人交流は乏しく、自発的な行動に困難がある。金銭管理ができない場合がある。)	
(1) 適切な食事-配膳などの準備も含めて適量をバランスよく摂ることができる。 自発的にできる ・ 自発的にできるが 時には助言や指 対人関係についても具体的に記入してください。) ・ 自発的に行うことはで きないが助言や指導 ・ もできない若しくは 導を必要とする があればできる 行わない		(4) 精神障害を認め、日常生活における身のまわりのことも、多くの援助が必要である。 (自発性に著しく乏しい。自発的な発言が少なく発言内容が不適切であったり不明瞭であったりする。金銭管理は困難である。)	
(2) 身辺の清潔保持-洗面、洗髪、入浴等の身体の衛生保持や着替え等ができるか。また、自室の清掃や片付けができるか、及び季節やTPOにあった服装ができるか。 自発的にできる ・ 自発的にできるが 時には助言や指 対人関係についても具体的に記入してください。) ・ 自発的に行うことはで きないが助言や指導 ・ もできない若しくは 導を必要とする があればできる 行わない		(5) 精神障害を認め、身のまわりのこともほとんどできないため、常時の介護が必要である。 (家庭内生活においても、食事や身のまわりのことを自発的にすることができない。また、在宅の場合に通院等の外出には、付き添いが必要である。)	
(3) 金銭管理と買い物-金銭を独立で適切に管理し、やりくりができる。また、自発的に買い物ができる、欲しいものだけを買い求める野ではなく計画的な買い物ができる。 自発的にできる ・ 自発的にできるが 時には助言や指 対人関係についても具体的に記入してください。) ・ 自発的に行うことはで きないが助言や指導 ・ もできない若しくは 導を必要とする があればできる 行わない		(知的障害) ※知的障害の場合のみ記載して下さい。 (1) 知的障害を認めるが、社会生活は普通にできる。	
(4) 通院と服薬-規則的に通院や服薬を行い、病状等を主治医に伝えることができる。 自発的にできる ・ 自発的にできるが 時には助言や指 対人関係についても具体的に記入してください。) ・ 自発的に行うことはで きないが助言や指導 ・ もできない若しくは 導を必要とする があればできる 行わない		(2) 知的障害を認め、家庭内での日常生活は普通にできるが社会生活には、援助が必要である。 (簡単な漢字は読み書きができ、会話も意志の疎通が可能であるが抽象的なことは難しい。身辺生活も一人でできる。)	
(5) 他人との意志伝達及び対人関係-他人の話を聞く、自分の意志を相手に伝える、集団的行動が行えるか。 自発的にできる ・ 自発的にできるが 時には助言や指 対人関係についても具体的に記入してください。) ・ 自発的に行うことはで きないが助言や指導 ・ もできない若しくは 導を必要とする があればできる 行わない		(3) 知的障害を認め、家庭内での単純な日常生活はできるが、時に応じて援助が必要である。 (ごく簡単な読み書きや計算はでき、助言などがあれば単純作業は可能である。具体的指示であれば理解ができ、身辺生活についても概ね一人でできる。)	
(6) 身辺の安全保持及び危機対応-事故等の危険から身を守る能力があるか、通常と異なる事態となった時にパニックにならずに他人に援助を求めることができるか。 自発的にできる ・ 自発的にできるが 時には助言や指 対人関係についても具体的に記入してください。) ・ 自発的に行うことはで きないが助言や指導 ・ もできない若しくは 導を必要とする があればできる 行わない		(4) 知的障害を認め、日常生活における身のまわりのことも、多くの援助が必要である。 (簡単な文字や数字は理解でき、保護的環境であれば単純作業は可能である。習慣化していることであれば言葉での指示を理解し、身辺生活についても部分的にできる。)	
(7) 社会性-銀行での金銭の出し入れや公共施設等の利用が一人で可能かどうかなど、社会生活中に必要な手続きが行えるか。 自発的にできる ・ 自発的にできるが 時には助言や指 対人関係についても具体的に記入してください。) ・ 自発的に行うことはで きないが助言や指導 ・ もできない若しくは 導を必要とする があればできる 行わない		(5) 知的障害を認め、身のまわりのこともほとんどできないため、常時の介護が必要である。 (文字や数の理解力がほとんど無く、簡単な手伝いもできない。言葉による意志の疎通がほとんど不可能であり、身辺生活の処理も一人ではできない。)	
エ 福祉サービスの利用状況		力 身体所見(神経学的な所見を含む)	
オ 就労状況(現在就労している場合は、勤務先、就労形態(障害者枠か支援施設か等)や作業内容等を具体的に記載してください。)		キ 臨床検査所見(心理テスト(知能テストの場合には、知能指數、精神年齢)を含む。)	
⑪	現症時の日常生活活動能力及び労働能力 (必ず記入してください。)		
⑫	予 後 (必ず記入してください。)		
⑬	備 考		

上記のとおり診断します。

平成 年 月 日

(精神保健指定医号)

病院又は診療所の名称

診療担当科名

所 在 地

医師氏名

記入上の注意

- 1 この診断書は、傷病の性質上、原則、精神保健指定医又は精神科を標ぼうする医師に記入していただくことになっています。ただし、てんかん、知的障害、発達障害、認知症、高次脳機能障害など診療科が多岐に分かれている疾患について、小児科、脳神経外科、神経内科、リハビリテーション科、老年科などを専門とする医師が主治医となっている場合、これらの科の医師であっても、精神・神経障害の診断書又は治療に従事している医師であれば記入可能です。
- 2 この診断書は、国民年金、厚生年金保険又は船員保険の障害給付を受けようとする人がその年金請求書に必ず添えなければならない書類の一つで、初診日から1年6月を経過した日(その期間内に治ったときは、その日)において、国民年金法施行令別表、厚生年金保険法施行令別表又は船員保険法施行令別表(以下「施行令別表」という。)に該当する程度の障害の状態にあるかどうか、又は、初診日から1年6月を経過した日において、施行令別表に該当する程度の障害の状態でなかった者が、65歳に到達する日の前日までの間ににおいて、施行令別表に該当する程度の障害の状態に至ったかどうかを明するものです。

〔 また、この診断書は、国民年金、厚生年金保険又は船員保険の年金給付の加算額の対象者となろうとする人等についても、障害の状態が施行令別表に該当する程度にあるかどうかを証明するものです。〕
- 3 ③の欄は、この診断書を作成するための診断日ではなく、本人が障害の原因となった傷病について初めて医師の診断を受けた日を記入してください。
前に他の医師が診察している場合は、本人の申立てによって記入してください。
- 4 「障害の状態」の欄は、次のことに留意して記入してください。
 - (1)本人の障害の程度及び状態に無関係な欄には記入する必要がありません。(無関係な欄は、斜線により抹消してください。)なお、該当欄に記入しない場合は、別に紙片をはりつけてそれに記入してください。
 - (2)現在の病状又は状態像の「前回の診断書の記載時との比較」については、前回の診断書を作成しているときは記載願います。
 - (3)知能障害の場合は、知能指数(又は精神年齢)を「キ 臨床検査」に必ず記載してください。
 - (4)てんかんの発作回数は、過去2年間の状態あるいは、概ね今後の2年間に予想される状態を記載してください。
また、てんかんの発作の欄は、下記の発作のタイプを参考に○印してください。
 - A:意識障害を呈し、状況にそぐわない行為を示す発作
 - B:意識障害の有無を問わず、転倒する発作
 - C:意識を失い、行為が途絶するが、倒れない発作
 - D:意識障害はないが、随意運動が失われる発作

現行診断書（裏面）

ウ 日常生活状況		3 日常生活能力の程度 (該当するものを選んでどれか一つを○で囲んでください。)	
1 家庭及び社会生活についての具体的な状況 (イ) 現在の生活環境 (該当するもの一つを○で囲んでください。 入院・入所(施設名))・在宅・その他() 同居者の有無(有・無)		(1) 精神障害(病的体験・疾患症状・痴呆・精神遅滞・性格変化等をいう。)を認めるが、社会生活は普通にできる。 (2) 精神障害を認め、家庭内での日常生活は普通にできるが、社会生活上困難がある。 (3) 精神障害を認め、家庭内での単純な日常生活はできるが、時に応じて援助が必要である。 (4) 精神障害を認め、日常生活における身のまわりのことも、多くの援助が必要である。 (5) 精神障害を認め、身のまわりのこともほとんどできないため、常時の介護が必要である。	
2 日常生活能力の判定 (該当するもの一つを○で囲んでください。 (注)・援助とは、助言、指導をいい、身体介助を含まない。 ・本人の一人暮らしを想定して記入してください。		エ 社会復帰施設、グループホーム、作業所等の利用状況、期間等	
(1) 適切な食事摂取 a 自発的にできる b 自発的にできるが援助が必要 c 自発的にできないが援助 d できない a あればできる (2) 身辺の清潔保持 a 自発的にできる b 自発的にできるが援助が必要 c 自発的にできないが援助 d できない a あればできる (3) 金銭管理と買物 a 適切にできる b 抵ねできるが援助が必要 c 自発的にできないが援助 d できない a あればできる (4) 通院と服薬(要・不要) a 適切にできる b 抵ねできるが援助が必要 c 自発的にできないが援助 d できない a あればできる (5) 他人との意志伝達及び対人関係 a 適切にできる b 抵ねできるが援助が必要 c 自発的にできないが援助 d できない a あればできる (6) 身辺の安全保持及び危機対応 a 適切にできる b 抵ねできるが援助が必要 c 自発的にできないが援助 d できない a あればできる (7) その他の		オ 在宅支援(訪問看護等)の利用状況	
		カ 身体所見(神経学的所見を含む。)	
		キ 臨床検査(心理テスト(知能障害の場合には、知能指数又は精神年齢)を含む。)	
⑪ 現症時の日常生活活動能力及び労働能力 (必ず記入してください。)			
⑫ 予後 (必ず記入してください。)			
⑬ 備考			

上記のとおり、診断します。

平成 年 月 日

(精神保健指定医 号)

病院又は診療所の名称

診療担当科名

所 在 地

医師氏名

印

記入上の注意

- この診断書は、傷病の性質上、原則、精神保健指定医又は精神科を標ぼうする医師に記入していただくことになっています。ただし、てんかん、知的障害、発達障害、認知症、高次脳機能障害など診療科が多岐に分かれている疾患について、小児科、脳神経外科、神経内科、リハビリテーション科、老年科などを専門とする医師が主治医となっている場合、これらの科の医師であっても、精神・神経障害の診断又は治療に従事している医師であれば記入可能です。
- この診断書は、国民年金、厚生年金保険又は船員保険の障害給付を受けようとする人が、その年金請求書に必ず添えなければならない書類の一つで、初診日から1年6月を経過した日(その期間内に治ったときは、その日)において、国民年金法施行令別表、厚生年金保険法施行令別表又は船員保険法施行令別表(以下「施行令別表」という。)に該当する程度の障害の状態にあるかどうか、又は、初診日から1年6月を経過した日において、施行令別表に該当する程度の障害の状態でなかった者が、65歳に到達する日の前日までの間において、施行令別表に該当する程度の障害の状態に至ったかどうかを証明するものです。
- また、この診断書は、国民年金、厚生年金保険又は船員保険の年金給付の加算額の対象者となろうとする人等についても、障害の状態が施行令別表に該当する程度にあるかどうかを証明するものです。
- ③の欄は、この診断書を作成するための診断日ではなく、本人が障害の原因となった傷病について初めて医師の診療を受けた日を記入してください。前に他の医師が診察している場合は、本人の申立てによって記入してください。
- 「障害の状態」の欄は、次のことに留意して記入してください。
 - 本人の障害の程度及び状態に無関係な欄には記入する必要がありません。(無関係な欄は、斜線により抹消してください。)なお、該当欄に記入しきれない場合は、別に紙片をはりつけてそれに記入してください。
 - 知能障害の場合は、知能指数(又は精神年齢)を⑩の欄の「キ 臨床検査」欄に記入してください。